

令和5年3月31日（令和4(2022)年度第41号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 「保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針」が発出される（厚生労働省）
- 「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」審議まとめが公表される（文部科学省）

■ 「保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針」が発出される(厚生労働省)

改正児童福祉法（令和6年4月施行（一部令和5年4月施行））においては、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限等、資格管理の厳格化が行われます。

上記改正法を踏まえ、厚生労働省は、都道府県において資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう基本的な考え方等を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、「保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針」を策定し、令和5年3月27日に発出しました。本指針は、令和5年4月1日より適用されます。

同指針においては、児童生徒性暴力に関する定義のほか、児童生徒性暴力等の防止に関する施策における行政や保育所・認定こども園等の役割について記載されています。なお、児童生徒性暴力の定義については、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」等に記載されている内容が改めて示されています。

さらに、「正当な業務上の行為として身体接触が必要と考えられる場面の例」として、以下のとおり示されています。

～「保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針」より抜粋～

- ・ 保育中の抱っこやおんぶ、午睡時の寝かしつけ
- ・ おむつ交換や排泄等の介助
- ・ 着替えの介助
- ・ 沐浴、ふれあい遊びや体操など身体接触を伴う活動 等

指針の詳細は、別添資料をご参照ください。

なお、全国保育士会では、令和 5 年度事業計画において、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」等を踏まえ、学識者の協力を得るなどしながら、保育内容の専門性や留意点等を検討・整理し、保育所・認定こども園等における子どもへの性暴力防止の取り組み促進を図ることとしています。

■「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」審議まとめが公表される(文部科学省)

このたび、「中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」（文部科学省）の審議まとめが公表されました。

この委員会は、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について専門的な調査を行うため、令和 3 年度に設置され、全ての子どもに学びや生活の基盤を保障するための方策や、各地域において着実にこうした方策を推進するための体制整備等を中心に議論が行われました。

令和 4 年 3 月には「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」が取りまとめられ、今般、令和 5 年 2 月に「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」が取りまとめられました。

取りまとめでは、幼保小という異なる施設類型や学校種にまたがる 5 歳児から小学校 1 年生までの 2 年間で「架け橋期」と称して焦点を当て、幼保小の関係者はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、子どもに関わる全ての関係者が立場を超えて連携・協働することが必要としています。

さらには、教育行政を所管する文部科学省は、こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子どもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障していくことが必要としています。

そのうえで、以下の方策を推進していくこととしています。

【幼保小の協働による架け橋期の教育の充実に向けてめざす方向性】

1. 架け橋期の教育の充実

- ①子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実
- ②架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫による PDCA サイクルの確立

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

- ①幼児教育の特性に関する認識の共有
- ②ICT の活用による教育実践や子供の学びの見える化

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

- ①特別な配慮を必要とする子供と仮定のための幼保小の接続
- ②好事例の収集

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

- ①幼児教育施設の教育機能と場の提供
- ②全ての子供のウェルビーイングを保障するカリキュラムの実現

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

- ①地方自治体における推進体制の構築
- ②架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等
- ③幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

- ①幼保小接続期の教育に関する調査研究
- ②幼児期の教育に関する調査研究

詳細は、下記ホームページよりご確認ください。

■文部科学省ホームページ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 初等中等教育分科会
> 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/086/index.html